

平成 2 4 年 度

都 市 局 関 係 予 算 決 定 概 要

平成 2 3 年 1 2 月 2 4 日

国土交通省都市局

I. 平成24年度 都市局関係予算総括表(国費)

○ 都市整備関係予算

(単位: 百万円)

事 項	前年度予算額 (A)	概算決定額 (B)	対前年度 倍 率 (B/A)	うち日本再生 重点化措置 (C)	全国防災 (D)	再 計 (E=B+D)	対前年度 倍 率 (E/A)	備考
国 営 公 園 等 事 業	33,132	30,380	0.92	130	0	30,380	0.92	
国 営 公 園 整 備	15,624	12,766	0.82	0	0	12,766	0.82	
国営公園維持管理	10,954	11,319	1.03	0	0	11,319	1.03	
都市公園補助等	6,554	6,295	0.96	130	0	6,295	0.96	
都 市 環 境 整 備 事 業	13,219	11,857	0.90	1,415	1,590	13,447	1.02	
市 街 地 整 備	13,152	11,805	0.90	1,415	1,590	13,395	1.02	
都 市 水 環 境 整 備	67	52	0.78	0	0	52	0.78	
緑 地 環 境 整 備	67	52	0.78	0	0	52	0.78	
小 計	46,351	42,237	0.91	1,545	1,590	43,827	0.95	
災 害 関 係	400	400	1.00	0	0	400	1.00	
行 政 経 費	1,867	2,482	1.33	694	10	2,492	1.33	
合 計	48,618	45,119	0.93	2,239	1,600	46,719	0.96	
都 市 開 発 資 金	10,654	12,315	1.16	0	0	12,315	1.16	

(注)1. 本表のほか、

- (1) 社会資本整備総合交付金 通常分 1,347,530百万円、日本再生重点化措置 92,000百万円、全国防災 146,230百万円がある。
- (2) 東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費として、100百万円（復興庁計上分）がある。

2. 復興庁計上（平成24年度）の

- (1) 東日本大震災復興交付金の全体額は 286,760百万円である。
- (2) 社会資本整備総合交付金の全体額は 26,676百万円である。

3. 内閣府に地域自主戦略交付金等が計上されている。

4. 計数は、整理の結果異動することがある。

II. 日本再生重点化措置

○国際競争拠点都市整備事業	1,415百万円
○国営公園再生可能エネルギー活用実証事業	130百万円
○エネルギー面的利用推進事業	354百万円
○都市安全確保促進事業	340百万円

Ⅲ. 財政投融资等

(単位:百万円)

区 分	前 年 度 (A)	平成24年度 (B)	比較増△減額 (B－A)	対前年度倍率 (B／A)
独 立 行 政 法 人 都 市 再 生 機 構	91,493	141,440	49,947	1.55
財 政 融 資 資 金	6,100	39,000	32,900	6.39
自 己 資 金 等	85,393	102,440	17,047	1.20
財 団 法 人 民 間 都 市 開 発 推 進 機 構	60,000	60,000	0	1.00
政 府 保 証 債	30,000	30,000	0	1.00
自 己 資 金 等	30,000	30,000	0	1.00
合 計	151,493	201,440	49,947	1.33

(注)1. 独立行政法人都市再生機構には住宅局との共管分を含む。

2. 財団法人民間都市開発推進機構の自己資金等300億円については、政府保証借入（4年以内）である。

IV. 決定要旨（主な新規・拡充制度等）

＜低炭素まちづくり＞

1. 集約促進都市開発支援事業（仮称）の創設〔別紙1〕

低炭素まちづくりを推進するため、民間事業者が都道府県知事の認定を受けて実施する医療・福祉、業務、住宅等の都市機能を集約して整備する事業と、その関連事業を一体的に支援する制度を創設する。

2. エネルギー面的利用推進事業の創設〔別紙2〕

自然エネルギー、未利用エネルギーを地区・街区単位等で面的に活用する先導的なシステムを構築するための計画策定、コーディネート、社会実験・実証実験、モデル事業の実施を支援する制度を創設する。

3. 都市における地産地消型再生可能エネルギー活用の推進〔別紙3〕

都市の公園・街路等から発生する未利用の植物廃材を、地産地消型再生可能エネルギーとして活用するため、発電プラントの開発に向けた実証実験等を行うとともに、都市単位でエネルギー利用を行うための技術的指針を策定する。

＜都市の安全・安心＞

4. 都市安全確保促進事業の創設〔別紙4〕

都市再生緊急整備地域において、国が策定する地域整備方針に即して、国、地方公共団体、鉄道事業者、大規模ビル所有者等を構成員とする都市再生緊急整備協議会が作成する都市安全確保計画（仮称）に基づくソフト・ハード両面の事業に対して支援する制度を創設する。

＜質の高い都市の整備・管理＞

5. 民間まちづくり活動促進事業の創設〔別紙5〕

まちづくり会社等の民間の担い手が主体となったまちづくり計画・協定の策定や、都市再生特別措置法の都市利便増進協定等に基づく施設整備を含む実証事業等に対して支援する制度を創設する。

6. 歴史的風致維持向上推進等調査の創設〔別紙6〕

民間資金の導入による町家等の歴史的建造物の修理・活用等の促進や広域的な歴史まちづくりの専門家組織の育成といった資金面、人材面、制度面の共通課題等に対応した取組を公募した上で、第三者委員会において優れた提案を選定し、国と地方公共団体、民間等が連携して、モデル的な調査、実証事業を実施する。

集約促進都市開発支援事業（仮称）の創設

市街地整備課

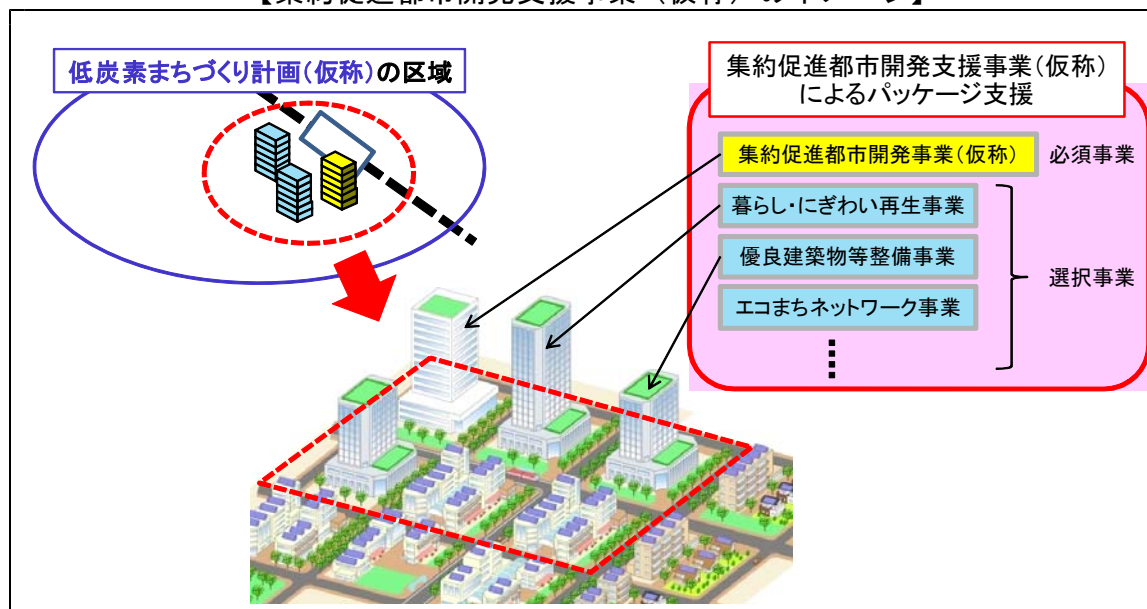
1. 目 的

地球温暖化や東日本大震災を契機として、都市における社会経済活動に起因する二酸化炭素（ CO_2 ）の排出抑制を一層推進することが喫緊の課題となっており、都市を構成する個別の建築物単体の低炭素化に加え、都市機能の集約による都市の低炭素化を図る取組を促進する。

2. 概 要

地方公共団体が策定する「低炭素まちづくり計画（仮称）」の区域内において、省エネルギー及び都市機能の集約という観点で都市の低炭素化に資するものとして都道府県知事の認定を受けて民間事業者が行う医療・福祉、業務、住宅等多数の者が利用する建築物を整備する「集約促進都市開発事業（仮称）」と、その関連事業を一体的に支援する助成制度として、社会資本整備総合交付金の基幹事業の一つに「集約促進都市開発支援事業（仮称）」を創設する。

【集約促進都市開発支援事業（仮称）のイメージ】



先導的都市環境形成促進事業の拡充 (エネルギー面的利用推進事業の創設)

市街地整備課

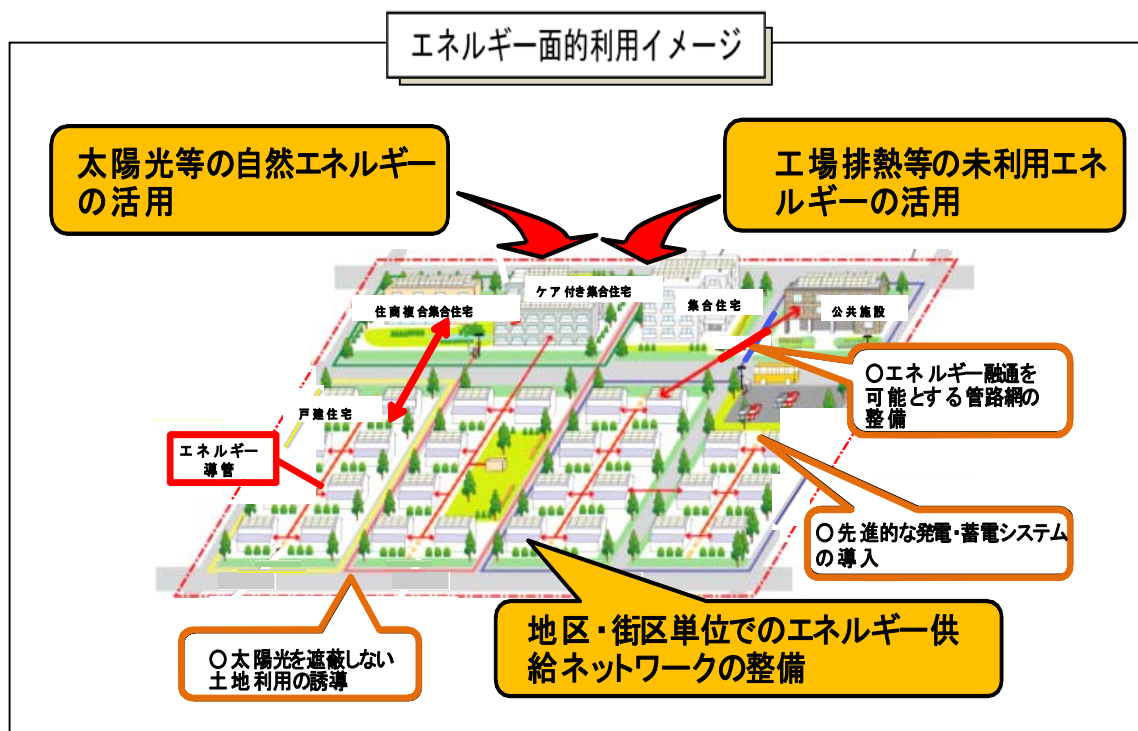
概算決定額 564百万円 (うち「日本再生重点化措置」 354百万円)

1. 目的

地球温暖化や東日本大震災を契機とした自然エネルギー、未利用エネルギーの活用へのシフトという社会的背景を踏まえ、太陽光や工場排熱等の活用促進を図るため、市街地整備の一環として、これらエネルギーを地区・街区単位等で面的に活用するシステムを構築する。

2. 概要

地方公共団体が策定する「低炭素まちづくり計画（仮称）」の区域内において、地方公共団体、民間事業者等が取り組む自然エネルギー、未利用エネルギーを地区・街区単位等で面的に活用する先導的なシステムを構築するための計画策定、コーディネート、社会実験・実証実験、モデル事業（エネルギー供給ネットワーク及び関連施設の整備等）の実施を支援する制度を創設する。（先導的都市環境形成促進事業の一環として実施）



都市における地産地消型再生可能エネルギー活用の推進

公園緑地・景観課

概算決定額 180百万円（うち「日本再生重点化措置」 130百万円）

1. 目 的

地球温暖化への対応や、東日本大震災を契機として災害時に必要なエネルギーを自立して供給できる都市の構築が重要となっていることを踏まえ、災害にも強い低炭素・循環型都市の実現を図るため、都市の公園・街路等から発生する未利用の植物廃材を、地産地消型再生可能エネルギーとして活用するための実証事業等を実施する。

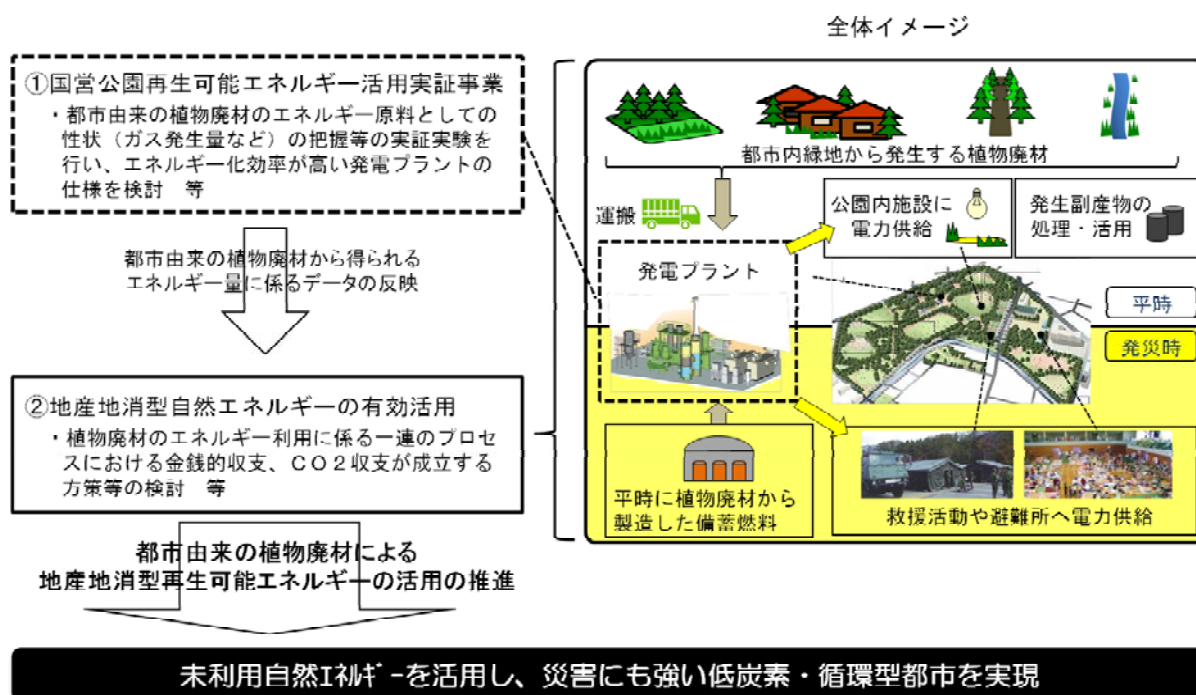
2. 概 要

①国営公園再生可能エネルギー活用実証事業

広域的な防災に資する国営公園をフィールドに、発生量が少量で種類・性状が多岐にわたる公園由来の植物廃材の特性を踏まえた、エネルギー化効率の高い発電プラントの開発に向けた実証実験と、災害時に非常用電源として使用するための運営計画の策定等を行う。

②地産地消型自然エネルギーの有効活用

植物廃材の収集・運搬、エネルギー転換、副産物の処理など一連のプロセスにおいて金銭的収支及びCO₂収支が成立する方策等の検討とその成果による技術的指針の策定等を行う。



都市安全確保促進事業（エリア防災促進事業）の創設

まちづくり推進課

概算決定額 340百万円（うち「日本再生重点化措置」 340百万円）

1. 目的

都市機能が集積した地域における大規模な震災の発生が社会経済に与える影響に鑑み、官民が連携して一体的・計画的にソフト・ハード両面の対策を講じることにより、都市再生緊急整備地域の滞在者等の安全と都市機能の継続性の確保を図る。

2. 概要

都市再生緊急整備地域において、国が策定する地域整備方針に即して、国、地方公共団体、鉄道事業者、大規模ビル所有者等を構成員とする都市再生緊急整備協議会が全員合意の下で作成する都市安全確保計画（仮称）に基づくソフト・ハード両面の対策を支援する。



民間まちづくり活動促進事業の創設

まちづくり推進課

概算決定額 182百万円

1. 目的

市民・企業・NPOなどの知恵・人的資源等を引き出す先導的な都市施設の整備・管理の普及により、快適な都市空間の形成・維持、住民等の地域への愛着や地域活力の向上、整備や管理に係るコストの削減を通じた持続可能なまちづくりの実現と定着を図る。

2. 概要

まちづくり会社等の民間の担い手が主体となったまちづくり計画・協定の策定や、都市再生特別措置法の都市利便増進協定等に基づく施設整備を含む実証事業等に対して、国が補助を行う。

○民間主導のまちづくり活動に対する支援の強化

- ・ 民間主導によるまちの賑わいや快適な都市空間を創出するため、法定のまちづくり計画や協定の策定に対する直接補助制度を創設
- ・ 民間の創意工夫を活かした施設整備等を推進するため、都市再生整備推進法人による協定に基づく施設整備等(実証事業)に対する直接補助制度を創設

◆民間のまちづくり活動に対する支援の全体像

まちづくり計画等の策定・コーディネート

法定のまちづくり計画等
法定の計画提案素案、協定の案を含むまちづくり計画の策定及びコーディネート
・ 都市再生整備計画の提案素案
・ 都市利便増進協定、歩行者経路協定の案
・ これらに関連するコーディネート

任意のまちづくり計画等
エリアマネジメントに係る計画の策定及びコーディネート
・ 地区の土地利用、整備又は管理運営に関する計画の作成及びこれに関する立案・調整
・ まちづくり組織の立ち上げ、まちづくりに係る多様な主体への意識啓発活動等のまちづくり活動 等



➤協定制度に基づく、民間によるまちの賑わい、交流の場の創出

社会実験・実証事業等

都市利便増進協定又は歩行者経路協定に基づく施設の整備等の実証事業
例) 広場の整備、通路の舗装の高質化、街灯や街路樹の整備、駐輪場等の整備 等

まちの賑わい、交流の場の創出や都市施設の管理・活用等に資する社会実験等
例) オープンカフェ等の地域のプロモーションイベント、屋外広告物事業、地域のPR・広報、空き地・空き店舗等の活用促進 等



➤民間の担い手による公共空間の整備・管理の高質化

自立的な事業展開

歴史的風致維持向上推進等調査の創設

公園緑地・景観課

概算決定額 103百万円

1. 目的

町家等の歴史的建造物の滅失を防ぎ、歴史的まち並みを保全・活用するため、民間資金の活用や空家・空地の発生等による景観悪化への対策、歴史的建造物保存の専門家組織の育成といった、地方都市の歴史的なまち並み形成において隘路となっている共通課題等に対応する調査により対策を実証し、歴史的風致の維持向上を推進する。

2. 概要

民間資金の導入による町家等の歴史的建造物の修理・活用等の促進や広域的な歴史まちづくりの専門家組織の育成といった資金面、人材面、制度面の共通課題等に対応した取組を公募した上で、第三者委員会において優れた提案を選定し、国と地方公共団体、民間等が連携して、モデル的な調査、実証事業を実施する。

歴史的なまち並み形成における資金面、人材面、制度面の共通課題等に対応した取組を公募。

各団体等が取組を提案。

第三者委員会により
優れた提案を選定

モデル的な調査、実証事業を実施し、国として必要となる制度の構築や、広域的に行うことが必要な活動の発展を促進。



民間資金でレストランとなった京町家(京都市)



歴史的建造物の調査